

# 令和元年度重点行政監査「間接補助金等について」 結果報告書（概要版）

令和2年3月27日  
広島県監査委員

## 1 監査の趣旨

補助金が適正に執行されているかどうかについては、間接補助金を含め、これまで、定例監査及び重点行政監査により繰り返し監査を行ってきたが、これまでの監査は、主に補助金を交付する県の機関に対して実施してきたため、補助金を交付された補助事業者に対する監査は、平成28年度の重点行政監査など一部にとどまっている。

特に間接補助金については、実際に補助金を使用する間接補助事業者に対する監査権限がないことから、補助金が適正に使用されているかどうかなどについて、十分に調査を行っていなかった。

このため、これまで重点的には実施していない、間接補助金に焦点を当てた行政監査を行った。

## 2 監査の対象

平成30年度に交付実績のある補助金等のうち、間接補助金等に係るもの

## 3 監査の実施内容

第1次調査 本庁関係部局に対し対象補助金の制度概要、執行状況等について書面調査（63事業）

第2次調査 本庁関係部局に対し制度運用、事務処理状況について実地調査（第1次調査結果のうち19事業を抽出）

第3次調査 補助事業者及び間接補助事業者に対し、事務処理状況について実地調査（第2次調査結果のうち7事業を抽出）

～2事業については、県と市（尾道市、東広島市）が連携して監査を実施（県では初めての取組）～

## 4 監査の着眼点と結果の概要

### （1）制度に関する課題

#### 監査の着眼点①：補助金交付要綱、要領等の規程は適正に整備されているか（県）

- 補助金交付要綱は全63事業で整備されているが、間接補助金に関する規定を設けていないものが27事業で、全体の43%ある。
- このため、県の統制が間接補助事業者に及ばず、財産処分について条件が付されないなど、補助金の目的が達成できなくなるおそれが生じている。
- 交付要綱の準則等が示されていない。（総務部長通知（昭和48年11月26日付け）の要綱例準則及び法制執務の手引は、間接補助金に関するものとなっていない）

#### 【意見】

- 間接補助金に係る交付要綱として規定しておくべき、標準的な記載事項の明確化を検討すること

監査の着眼点②：間接補助金の交付要綱、要領等の規程は適正に整備されているか、  
間接補助金の交付基準が明確になっているか（補助事業者）

- 間接補助金の交付要綱等が、整備されていない事業がある。

**【意見】**

- 事務処理手続の適正化等の観点から、整備の必要性について検討するよう、県所管課において、補助事業者を適切に指導すること

監査の着眼点③：間接補助とする理由、必要性はあるか（県）

- 補助金事業を直接補助とするか間接補助とするかについて、県で基準は設けられていない。
- 間接補助とした理由について、県単独事業では「補助事業者の裁量に任せることで円滑な事業実施が可能になる」というものが18事業で、全体の6割を占めているが、実質的に県職員が間接補助金の交付事務に従事している事業など、必要性が十分とは言えないものや会計上のチェック機能が十分とは言えないものがある。

**【意見】**

- 県職員が補助事業者の職員を兼務しているような場合は、間接補助とする必要性について検討をすること
- 県が事務局を兼ねている任意団体が補助事業者である場合、内部統制の整備を検討すること

**（2）事務処理に関する課題**

監査の着眼点①：間接補助金交付の事務手続（内定、交付決定、履行確認、額の確定等）は適正か（補助事業者）

- 間接補助金交付要綱で定められた手続どおりに額の確定の事務処理を行っていないものがあった。

**【意見】**

- 間接補助金交付要綱の手続に則った事務処理を行うよう、県所管課において、補助事業者を適切に指導すること

監査の着眼点②：補助金交付の事務手続（内定、交付決定、履行確認、額の確定等）は適正か（県）

- 交付申請が要綱で定められた期限を過ぎて提出されたもの、事業完了日以降になされたものなど、要綱に沿った手続が行われていないものがあった。
- 補助金の額の確定は、大半が実績報告書のみで行われており、間接補助事業者の領収書等を確認しているものは、全体の25%にとどまっている。
- 交付要綱で定められた手続どおりに額の確定の事務処理を行っていないものがあった。

**【意見】**

- 補助金交付決定の時期が遅いものについては、その理由を検証し、事務の迅速化、適正化の促進を検討すること
- 必要に応じて補助金支払い後に抽出による検査等を実施するなど、履行確認の仕組を検討すること

### (3) 補助金全般に関する課題

#### 監査の着眼点①：事業効果の考え方は適切か（県）

- 成果指標については、51 事業（81%）で設定されており、事業効果の検証については、57 事業（90%）で実施されていた。
- 成果指標を設定しているものの、補助金交付と成果指標との因果関係が不明なものがあった。また、費用対効果などの経済性、効率性の観点から検証しているものは見られなかった。
- 10 万円以下の間接補助金となっているものや、実質補助率が 10% など、事業効果・効率性の観点から疑問なものがあった。

#### 【意見】

- 事業によっては事業効果の検証として、成果指標を設定するだけでなく、EBPM の考え方を取り入れることや、経済性、効率性についての分析評価の実施による事業効果検証の導入を検討すること
- 県単独事業で間接補助金額が少額、かつ、実質補助割合が低いものについては、事業効果を検証し、制度の在り方について検討すること

※EBPM：Evidence-Based Policy Making 証拠に基づく政策立案

#### 総括意見

- 間接補助金等は、県から補助事業者である市町、団体を通して更に間接補助事業者に交付されるものであるため、直接補助金と比較して県の統制が及ばなくなり、実態把握が不十分となりがちである。

今回調査した範囲では、補助金が本来の目的とは異なる内容に使用された事案は確認できなかったが、

- ・県の補助金交付要綱に間接補助金に関する規定が設けられていないため、間接補助金で取得した財産の処分に県の統制が及ばず、結果として補助目的を達成できなくなるおそれがあるもの、
- ・県において、実績確認が補助事業者から提出された実績報告書のみにとどまっており、補助金が目的に沿って使われているかどうかの確認が必要なもの、
- ・補助事業者においても、実績確認が間接補助事業者から提出された実績報告書のみにとどまっており、間接補助金目的に沿って使われているかどうかの確認が必要なもの、が見受けられた。

このため、規程を整備し、県の統制が及ぶようにするとともに、県が額の確定を行う際、必要に応じて間接補助事業者の支出証拠書類を確認するなど、履行確認の適正化を図り、補助金の効果が発揮されるよう改善を図っていただきたい。

また、補助金制度については、直接補助を原則とし、業務の効率化等の理由から、特に必要性が認められる場合に限り、間接補助とするようにしていただきたい。

## 5 指摘事項、改善を求める事項及び検討要請事項（個別事項）

### （1）指摘事項

- ひろしまの森づくり事業について、関係人調査の結果、実際に事業に要した経費（実行経費）を事実と異なる標準経費と同額で報告していた。

これについて、所管課は、市町あての運用通知に基づき、補助金交付要綱にそぐわない事務処理を認めて額の確定を行っていたが、補助金交付目的の達成状況や補助金交付額の妥当性を判断するためにも、実行経費は交付要綱に則り、実際に要した経費を記載し、適正な事務処理に努めるよう求めたもの。

なお、平成 24 年度包括外部監査「農林水産局に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理について」でも、同様の指摘がなされている。（農林水産局森林保全課）

### （2）改善を求める事項

- 広島県安心こども基金特別対策事業費補助金について、補助金交付決定が事業完了後に行われたり、実績報告書が提出期限を過ぎて提出されるなど手続が遅延していたため、補助金交付の事務手続の迅速化、適正化を促進するよう改善を求めたもの。（健康福祉局安心保育推進課）

### （3）検討要請事項

- 補助金交付要綱で規定する関係帳簿類の保存期間について、補助金交付決定の法的性質を踏まえて適正に設定し、周知を検討するよう要請したもの。（総務局総務課）
- 観光地ひろしま推進事業（観光プロダクト開発）について、県、補助事業者、間接補助事業者のそれぞれの役割を明確にした事業スキームとするとともに、間接補助事業とする必要性について検討するよう要請したもの。（商工労働局観光課）
- 観光地ひろしま推進事業（インバウンド負担金）及びひろしま地産地消推進事業について、補助事業者への補助金交付額は、100 万円を超えているが、間接補助事業者への間接補助金交付額は 1 件当たり 10 万円以下であったり、補助対象経費に対する実質補助割合が 10%程度と低いものもあることから、より効果的・効率的な事業となるよう、間接補助事業の在り方について検討を要請したもの。（商工労働局観光課、農林水産局販売・連携推進課）